

砺波市立図書館雑誌スポンサー制度募集要項

1 制度の目的

砺波市立図書館（以下「図書館」という。）に配架する雑誌を広告媒体として活用することにより、民間事業者等に情報発信の場を提供するとともに、図書館資料を充実し利用サービスの向上を図ることを目的とします。

2 雑誌スポンサー制度の内容

- (1) 雑誌スポンサー制度を利用し広告を掲載する民間事業者等（以下「スポンサー」という。）に、図書館に配架する雑誌の購入代金を負担していただきます。
- (2) 前号により配架する雑誌の最新号について、カバーの表面にスポンサーの名称を、カバーの裏面に広告をそれぞれ掲載することができます。
- (3) この制度における雑誌の調達は図書館で行うこととし、その所有権については、砺波市に帰属します。

3 スポンサー及び広告の内容

- (1) スポンサーは、企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者とし、個人は除きます。また、砺波市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（平成26年砺波市教育委員会告示第 号）第4条各号のいずれかに該当する業種又は事業者（広告の掲載期間中に該当することとなった場合を含む。）は対象としません。
- (2) 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないもので、砺波市広告掲載要綱（平成24年砺波市告示第3号）第4条各号のいずれかに該当するもの（広告の掲載期間中に該当することとなった場合を含む。）は対象としません。

4 対象となる雑誌

原則として、図書館が作成した「雑誌リスト」から選定していただきます。

5 広告の規格及び掲載方法

- (1) 提供いただく雑誌の最新号のカバーの表面に、スポンサー名等を表示します。掲載するスポンサー名等の大きさは縦4センチメートル、横13センチメートル以内とし、掲載位置はカバーの中心から下側の部分とします。
- (2) 提供いただく雑誌の最新号のカバーの裏面に、広告1枚を掲示できます。掲載する広告は片面印刷のものとし、最大で裏表紙と同じ大きさとし、なお、広告についてはスポンサー自身で作成いただくこととなります。
- (3) 砺波市立図書館のホームページ内に、スポンサーの名称等を記載した「雑誌スポンサー制度 スポンサー一覧」を掲載します。
- (4) 広告の掲載は、次項の掲載期間内に刊行される雑誌において行うこととし、そ

の掲載内容は、随時変更することができることとします。ただし、掲載の開始日は、負担していただく雑誌の購入代金の支払いを確認した後とします。

支払いの確認のため、支払い後速やかに当該雑誌の納入業者の領収書又は金融機関の口座振込票の写し等を提出ください。

6 広告の掲載期間

広告の掲載期間は、砺波市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が掲載を決定した月の翌月からその年度の3月31日までとします。ただし、掲載の決定が1月から3月までの間になると見込まれるときは、スポンサーとの協議により、その年の4月1日から翌年の3月31日までとすることができます。

また、広告の掲載期間満了の2月前までに、スポンサーから雑誌提供中止届（砺波市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱様式第4号）の提出がない場合は、自動的に更新するものとし、その後も同様とします。

7 申込の受付

申込は、随時受付します。

8 スポンサー及び広告内容の審査

雑誌スポンサー制度の申込があった場合は、スポンサー及び広告内容について、別に定める審査を実施します。

9 申込方法

砺波市立図書館雑誌スポンサー制度申込書（砺波市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱様式第1号）に必要事項を記入し、図書館に持参、電子メール、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法により提出してください。

10 契約

スポンサーに採択された場合は、教育委員会と覚書（別記1）を締結します。

11 提供いただく雑誌の購入代金の支払い方法

スポンサーに提供いただく雑誌の購入代金の支払いは、図書館が指定する雑誌納入業者へ直接お支払いください。

(1) 支払いは一括前払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は、年度末に精算してください。

(2) 振込手数料は、スポンサーの負担とします。

(3) スポンサーの提供する雑誌が休刊又は廃刊となった場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとします。

12 広告の掲載内容の変更

スポンサーが広告の掲載内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の2月前までに、広告掲載内容変更届（砺波市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱様式第3号）を教育委員会に提出することとし、その広告の掲載内容について、採択を決定した後に掲載することになります。

1.3 雑誌の提供の中止届

スポンサーが雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の2月前までに、雑誌提供中止届（砺波市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱様式第4号）により教育委員会に提出してください。

1.4 スポンサーの取消し

スポンサーから前項の雑誌提供中止届が提出された場合、又は広告の内容が砺波市広告掲載要綱第4条各号のいずれかに該当することとなった場合は、砺波市立図書館雑誌スポンサー制度取消決定通知書（砺波市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱様式第5号）により通知します。

1.5 その他

- (1) 同一の雑誌に対し複数の応募があった場合は、次の順で選定します。
 - ア 先着順とします。
 - イ 2年目以降は、前年度のスポンサーが優先になります。
- (2) ご記入いただいた個人情報は、砺波市個人情報保護条例（平成17年砺波市条例第1号）に基づき、雑誌スポンサー制度に関するものについてのみ使用します。

附 則

この要項は、平成26年12月18日から施行する。

別記 1

覚 書

砺波市教育委員会（以下「掲載者」という。）と（以下「提供者」という。）は、砺波市立図書館雑誌スポンサー制度に基づく雑誌の提供に関し、以下のとおり覚書を締結する。

（提供雑誌）

第 1 条 掲載者は、提供者から雑誌「」（以下「提供雑誌」という。）の提供を受ける。

（広告掲載の方法）

第 2 条 掲載者は、提供者から提供を受けた雑誌の最新号にカバーを掛けて、提供者の広告をカバーに掲載することができる。ただし、広告の掲載内容等については事前に掲載者と協議する。

（提供の期間）

第 3 条 提供者が掲載者に対して提供する期間は、掲載者が広告の掲載を決定した月の翌月から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 2 月前までに、掲載者、提供者いずれかから本契約に基づく書面による解約の意思表示がない場合は、従前の契約と同一の条件で 1 年間更新し、その後も同様とする。

（提供雑誌の購入代金の支払方法）

第 4 条 提供雑誌の購入代金の支払いは、掲載者が指定する納入業者に対し提供者が直接支払う。提供者は、納入業者から請求を受け、指定された期日までにこれを支払う。

2 支払いは一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は年度末に精算する。

3 振込手数料は、提供者の負担とする。

4 提供雑誌が休刊又は廃刊となった場合は、提供者は掲載者と協議の上、別の雑誌に振り替えて提供する。

（広告掲載の責務）

第 5 条 提供者は、提供者が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負う。

2 提供者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを掲載者に対し保障する。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、提供者の責任及び負担において解決する。

(協議)

第6条 本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、掲載者及び提供者が誠意をもって協議し、解決を図る。

本覚書は2通作成し、掲載者、提供者記名捺印の上、各1通を保管するものとする。

年 月 日

掲載者 砺波市栄町7番3号
砺波市教育委員会
委員長 印

提供者 所在地
名称
代表者 印